

厚生労働省業務継続計画

～ 首都直下地震編 ～

平成 31 年 3 月

厚生労働省

厚生労働省業務継続計画（首都直下地震編）の目次

第 1 章 計画の背景及び位置づけ、基本方針並びに構成	- 1 -
1. 計画の背景及び位置づけ	- 1 -
2. 基本方針	- 2 -
3. 構成	- 2 -
第 2 章 被害想定と業務への影響	- 3 -
1. 想定する危機的事象	- 3 -
2. 前提条件と被害想定	- 4 -
3. 厚生労働本省の庁舎の内部及び周辺における被害状況等の概要（想定）	- 5 -
第 3 章 継続すべき優先業務	- 6 -
1. 業務の抽出の考え方	- 6 -
2. 応急対策業務	- 7 -
i. 応急対策実施体制の整備	- 8 -
ii. 情報の把握・提供	- 8 -
iii. 医療の確保	- 9 -
iv. 被災者の生活の確保等	- 10 -
v. 水道の応急復旧	- 10 -
3. 一般継続重要業務	- 13 -
i. 健康危機管理に関する業務	- 13 -
ii. 医薬品等関連業務	- 13 -
iii. 支給等業務	- 13 -
iv. 国家試験関係業務	- 13 -
v. その他厚生労働行政に係る企画、立案、調整業務	- 14 -
4. 2週間以内にはレベルⅢ以上に達しない業務	- 14 -
第 4 章 業務継続のための執務体制	- 15 -
1. 参集要員の指定	- 15 -
i. 緊急参集チーム構成員等の指定	- 15 -
ii. 業務を遂行するために必要な職員（参集要員）の指定	- 15 -
2. 連絡体制の確保	- 16 -
3. 発災時の行動	- 16 -
i. 勤務時間外に発災した場合	- 16 -
ii. 勤務時間内に発災した場合	- 17 -
4. 安否確認	- 18 -
5. 権限委任	- 18 -
第 5 章 業務継続のための執務環境の確保	- 18 -
1. 庁舎・設備	- 18 -
i. 庁舎	- 19 -

ii. 電力	- 19 -
iii. 備蓄	- 20 -
iv. 5号館内食堂、売店等からの食料等の提供	- 21 -
v. 排水機能	- 21 -
vi. 空調機能	- 21 -
vii. エレベーター機能	- 21 -
viii. 什器転倒対策	- 22 -
ix. 仮眠室	- 22 -
2. 通信	- 22 -
i. 電話設備	- 22 -
ii. 厚生労働省LANシステム及び厚生労働省情報提供システム...	- 23 -
3. 代替庁舎の確保	- 23 -
第6章 負傷者の救護及び帰宅困難者等への対応	- 24 -
1. 負傷者等の救護（内科診療室）	- 24 -
2. 帰宅困難者等への対応	- 24 -
i. 来訪者	- 24 -
ii. 庁舎外の帰宅困難者等	- 24 -
第7章 教育、訓練等	- 25 -

第 1 章 計画の背景及び位置づけ、基本方針並びに構成

1. 計画の背景及び位置づけ

平成 17 年 9 月、中央防災会議で決定された「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により膨大な人的・物的被害の発生が予想されるとともに、政治、行政、経済の中枢機能に障害が発生することにより、我が国全体の国民生活、経済活動に支障を生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定することとされている。

また、同会議が平成 18 年 4 月に策定した「首都直下地震応急対策活動要領」では、厚生労働省の主な活動として、被災地内の医療活動及びその支援、被災地外における広域的な後方医療活動をはじめ、給水等の確保、関連物資の調達、保健衛生・防疫・遺体の処理に対する支援、ボランティアの受入れに関する社会福祉協議会や日本赤十字社への要請を行うとともに、応急収容活動や帰宅困難者対策を他府省とともに支援することとされている。

さらに、このような応急対策業務のほか、厚生労働省は、保健・医療の確保や社会保障、社会福祉の実施、労働者の働く環境の整備や職業の安定など、国民生活や社会経済に深く関わる分野を所管し、国民生活や社会経済活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。

このため、厚生労働省は、その所管する機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時等においても、厚生労働省防災業務計画に基づく応急対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止が国民の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼすことがないように、必要な業務を継続しなければならない。

「厚生労働省業務継続計画」（以下「本計画」という。）は、発災時において、厚生労働省が必要な業務を継続して行うことができるよう、応急対策業務（発災時に厚生労働省が果たすべき災害応急対策業務）及び一般継続重要業務（実施しなければ国民生活等に重大な影響を及ぼす一般業務）を選定し、実施のために必要な取組を定めるものであり、厚生労働省防災業務計画を補完するものである[※]。¹。なお、厚生労働省は、訓練や災害に関する経験、対策の積み重ね、省内外の状

※1 厚生労働省防災業務計画第 1 編第 1 章第 7 節「防災中枢機能等の確保、充実」において、「厚生労働省各部局は、災害発生に伴う行政機能の停止又は低下を最小限に止めるため、災害発生時等における職員の出勤及び配置の基準・業務処理手順等については、厚生労働省業務継続計画（首都直下地震編）を踏まえて実施する。」とされている。

況の変化等を踏まえ、毎年、本計画を見直し、必要があると認める場合は、これを修正する。さらに、この計画の修正を通じて、必要があると認めるときには、厚生労働省防災業務計画についても見直しの対象とする。

2. 基本方針

厚生労働省は、「国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ること」を任務としている（厚生労働省設置法第3条）。厚生労働省は、その任務を継続して果たすため、下記の方針に基づいて、その業務継続性の確保を図る。

- ① 発災時の省の機能への被害が最小限に食い止められるよう、災害予防対策を行う。
- ② 発災直後にあっては、応急対策業務に万全を尽くす。
- ③ 一般継続重要業務については、発災後の応急対策活動期においても途絶することなく継続する。
- ④ 省の職員及び庁舎内の来訪者の安全を確保する。
- ⑤ 業務継続性を確保するため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

なお、本計画の定める事項のほか、各部局又は各課室レベルで、業務の実施手順（代替参集要員等、業務に精通していない者が業務を遂行するための手順書・マニュアル）、連絡網、データや各種機材、備蓄品の所在等の事項について定めておく。

さらに、本計画に含まれない地方厚生（支）局・都道府県労働局の長は、厚生労働省防災業務計画及び本計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて業務継続計画を作成し、本省と連携を図るとともに、定期的に検討を加え、見直しを行わなければならない。

また、地方厚生（支）局・都道府県労働局が当該計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを大臣官房地方課に報告しなければならない。

3. 構成

本計画の構成は、次のとおりである。

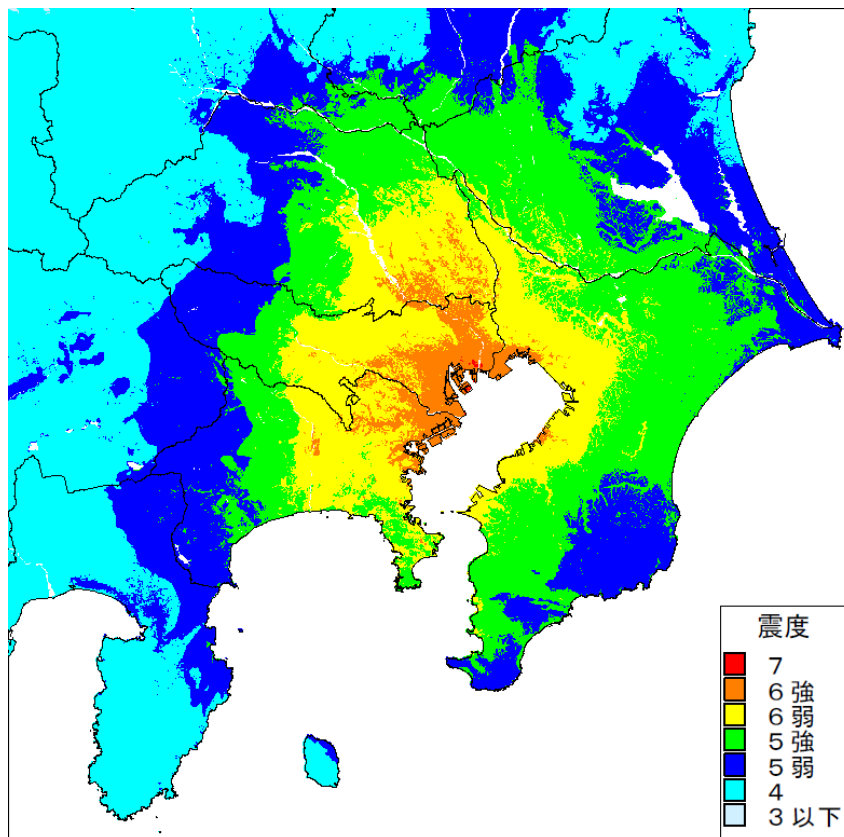
- 第1章：計画の背景及び位置づけ、基本方針並びに構成
- 第2章：被害想定と業務への影響
- 第3章：継続すべき優先業務
- 第4章：業務継続のための執務体制
- 第5章：業務継続のための執務環境の確保
- 第6章：負傷者の救護及び帰宅困難者等への対応
- 第7章：教育、訓練等

第 2 章 被害想定と業務への影響

想定する首都直下地震、被災地の被害の状況及び厚生労働省庁舎内部及び周辺の被災状況は以下のとおりとする。

1. 想定する危機的事象

想定災害は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月）で想定されている都心南部直下地震（M7.3：東京 23 区の最大震度 7）が冬の夕方に風速 8m/s の強風下で発生したものとし、その被害想定も同最終報告を基本として、詳細の前提条件を以下のように設定する。



都心南部直下地震の震度分布
（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月））

2. 前提条件と被害想定

【前提条件】

- ・ 震源地： 首都南部直下（フィリピン海プレート内）
- ・ 地震規模： マグニチュード7.3
- ・ 最大震度： 震度7
（政府緊急災害対策本部が設置されているものとする。）

【被害想定】

- ・ 建物全壊： 約61万棟（うち焼失棟数：約41万2千棟）
 - ・ 死者数（最大）： 約23,000人
 - ・ 負傷者数（最大）： 約123,000人
 - ・ 避難者数（最大）： 約720万人
（うち避難所生活者約290万人）
 - ・ 帰宅困難者数（最大）： 約800万人
（うち都内約490万人）
 - ・ ライフライン被害（最大）
 - 停電：約1,220万軒
 - 断水：約1,440万人
 - ガス停止：約159万軒
 - 電話不通：約470万回線
- ※ 停電、断水、電話不通は概ね1カ月程度、ガス停止は概ね6週間程度で解消見込み。

3. 厚生労働本省の庁舎の内部及び周辺における被害状況等の概要（想定）

事項	被害状況	復旧予想
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、そのまま使用できる。 	—
建物内部（執務室）	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていないオフィス家具等が転倒・落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス家具等の再設置や内部収納物の片付け等に半日程度以上要することが予想される。
電力	<ul style="list-style-type: none"> 変電所設備等の損傷断線等により外部からの電力供給が中断することが想定される。 自家発電については、通常の30～40%程度稼働。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間メドに復旧。 <p style="text-align: center;">—</p>
電話	<p>（固定電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家発電から電気が供給されている限り使用可能であるが、外線は通話が集中するため、通信規制によりほとんどつながらない。内線は使用可能 <p>（携帯電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信は可能であるが、輻輳によりほとんど繋がらないと想定。 <p>（災害時優先電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> 繋がりがやすい状態にあると想定。 <p>（中央防災無線電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> 繋がりがやすい状態にあると想定。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間程度で通話規制が緩和される。 <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> 1週間程度で通話規制が緩和される。 <p style="text-align: center;">—</p>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 管路破壊等により断水する。 飲用水は受水槽及び災害対策水槽等により使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道は1週間後メドに使用可能 （トイレ使用は中水設備、配管等に損壊がなく、自家発電から電気が供給されている限り使用可能） <p style="text-align: center;">—</p>

ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス供給会社の地震計が作動して供給が停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の復旧状況による。 (中圧ガスの緊急遮断弁については、3日以内メドに復旧)
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転可能であるが、自家発電の発電量の関係から使用抑制。 	—
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転可能であるが、自家発電の発電量の関係から、各系統1本の運転。 	—
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損等の危険性は低い。 	—
コンセント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損等の危険性は低い。 	—
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンテナ、ケーブルの破損等の危険性は低い。 ・ 放送局の施設損壊状況により受信不可 	— —
シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路破壊等の断水に伴い使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道は1週間後メドに復旧
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の破損・故障にとどまる。 ・ シンクライアントのためデータセンタにある機能やデータについては、利用不能になる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間以内には回復
複合機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の破損・故障にとどまる。 	—
インターネット・メール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信が困難になる可能性は低い。 	—
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停止可能性は低い。 	—

第3章 継続すべき優先業務

1. 業務の抽出の考え方

発災後にあって実施、継続すべき業務を抽出するため、業務を停止した際の社会的影響を評価する業務影響分析を行った。具体的には、それぞれの業務を停止した場合に、①国民生活、他機関及び関係団体への影響、②社会的な信用失墜などの自組織への影響、③法令違反や刑事・民事責任を問われる可能性、④関係する省内の他の業務への影響、が経過日時（1時間、3時間、12時間、1日間、3日間、1週間、2週間）とともに、以下のどのレベルに達するかを

評価し、2週間以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出することとした。その際、国家試験のように、発災時期により直ちにレベルⅢ以上の影響を生じる業務があることに留意すべきである。

I	軽微	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人はまったく影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲内であると理解する。
II	小さい	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。 しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲内であると理解する。
III	中程度	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲内であると理解する。
IV	大きい	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。 社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。
V	甚大	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

分析の結果抽出した優先業務は、次のとおり大きく2つに分けられる。

- ① 災害応急実施体制の整備、情報の把握・提供やそのための情報システムの応急復旧、医療の確保、被災者の生活確保、水道の応急復旧、執務環境の応急復旧などの「応急対策業務」
- ② 失業等給付金、年金等の支払、各種国家試験の実施、資格・免許等の登録などの「一般継続重要業務」

2. 応急対策業務

応急対策業務については、厚生労働省防災業務計画第2編の定めるところによることとし、おおむね次のとおり活動する。

i. 応急対策実施体制の整備

厚生労働省関係部局が情報を共有し、厚生労働省としての対処方針の決定を迅速に行うため、幹部職員からなる厚生労働省災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を速やかに設置する^{※2}。災害対策本部は、厚生労働省の応急対策業務の総括及び総合調整、政府の緊急災害対策本部等との情報交換及び連絡調整を行うとともに、所管する分野に係る被害状況や厚生労働省の対応についての情報をとりまとめ、定期的に公表することとする。

なお、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室（以下「危機室」という。）員は、内閣情報集約センター等からの連絡を受け、直ちに登庁する。また、各部局の部局連絡責任者及び災害対策本部構成員等は、大臣官房厚生科学課の指示を待たず、直ちに参集する。

政府全体としての対応に対しては、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）において決定された緊急参集チームの招集が行われる場合、医政局長がチームの一員として官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達及び各省庁との連携に関する調整の任務にあたりるとともに、関係省庁連絡要員（以下「リエゾン」という。）として、大臣官房厚生科学課職員数名が官邸に参集する。なお、医政局長が参集できない場合には、大臣官房審議官（危機管理担当）、大臣官房厚生科学課長、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長等が任務を代行する。

ii. 情報の把握・提供

的確な応急対策活動を実施するためには、医療施設、精神科病院、在宅人工呼吸器患者等、人工透析施設、薬局、毒物劇物取扱施設、水道施設、社会福祉施設、保健衛生施設、原子力施設等の被害状況（原子力施設における労働者の被ばく状況を含む）、活動状況等の把握が極めて重要である。関係部局は速やかに登庁し、次のとおり被害状況、活動状況等の情報を収集する。特に医療は一刻も早く対応することがより多くの被災者の生命等を救うことに直結することから、医療施設の状況の把握は省の行う業務の中でも最も迅速に開始しなければならない。

○ 医療施設 : 医政局

※2 厚生労働省防災業務計画第 2 編第 1 章第 2 節第 2 「厚生労働省災害対策本部の設置」において、
「1 厚生労働大臣は、政府に緊急災害対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省災害対策本部を設置する。 2 前項の場合を除き、東京都の特別区にあっては震度 5 強以上、その他の地域にあっては震度 6 強以上の地震が発生した場合その他非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省災害対策本部を設置する。（注）厚生労働省災害対策本部の設置について厚生労働大臣の決裁を得ることが困難な場合には、厚生労働事務次官の決裁により厚生労働省災害対策本部を設置することができるものとし、それも困難な場合には、以下、官房長、大臣官房審議官（危機管理担当）、大臣官房厚生科学課長を決裁権者として厚生労働省災害対策本部の設置を行う。」とされている。

- ・ 人工透析施設 ： 健康局
- 精神科病院 ： 障害保健福祉部
- 在宅人工呼吸器患者等 ： 医政局、健康局
- 薬局 ： 医薬・生活衛生局
- 毒物劇物取扱施設 ： 医薬・生活衛生局
- 水道施設 ： 医薬・生活衛生局
- 社会福祉施設 ： 子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、
老健局
- 保健衛生施設 ： 健康局
- 原子力施設 ： 労働基準局安全衛生部

また、地震の発生後の社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を促し、住民等の安全を確保するためには、被害状況、災害対応状況等の情報を迅速に国民に提供することが重要である。そのため、危機室は、各部局の所管する分野に係る被害状況や厚生労働省の対応状況についての情報をとりまとめ、大臣官房総務課広報室に依頼して、発災後6時間を目途に報道機関に対する情報提供を行う。また、インターネット回線状況等の通信状況が良好な場合にはホームページへの掲載も行う。

iii. 医療の確保

非常災害時に迅速かつ的確に医療を提供することは被災者の生命等の救助に直結することから、医療の確保は厚生労働省の応急対策業務のうちでも最も重要なものである。医政局地域医療計画課は、発災後直ちに、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により全国の災害派遣医療チーム（DMAT）に待機要請を行う。また、被災都県より要請があった場合又は緊急の必要があると認める場合には、被災都県以外の道府県に対し、DMATを含めた救護班（日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、DPATを除く）の派遣を要請する。医政局医療経営支援課は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、所管病院の医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるよう要請する。さらに、労働基準局安全衛生部は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。

人工透析患者については、発災時においても継続して透析を行う必要があること等から、健康局がん・疾病対策課は関係課室（医政局地域医療計画課、医政局経済課、医薬・生活衛生局水道課）及び都道府県や公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力して、受療状況、医療機関の稼働状況等に係る情報を提供する体制を確保する。

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課は、発災後直ちに、DPAT 活動に関する情報集約及び総合調整等を行う。また、被災都県より要請があった場合又は被災者の精神科医療のために必要があると認める場合には、被災都県以外の道府県とDPATの派遣の調整を行う。

医政局経済課は、医薬品・医療機器（以下「医薬品等」という。）関係団体等から報告を得て、医薬品等製造業者・卸売業者の工場等の被害状況及び医薬品等の需給状況を把握する。また、医療機関等への医薬品等の供給に支障が生ずることがないように、関係省庁と調整を行い、被災都県等より要請があった場合又は被災地内で医薬品等の不足が生じることが予想され、広域的な対応が必要と認められる場合には、医薬品等関係団体等に医薬品等の供給について協力を要請する。また、医薬品等製造販売業者に対して、事前に都道府県と調整し、緊急通行車両等の申請を行うよう働きかける。

医薬・生活衛生局血液対策課は、非常時に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するために、日本赤十字社に協力を要請するとともに、日本赤十字社からの報告を得て全国の血液センター等の被害状況及び輸血用血液製剤の供給状況を取りまとめる。

iv. 被災者の生活の確保等

関係部局は飲料水、衛生材料等の供給につき、速やかに関係団体等に協力を要請する。また、必要に応じ、関係省庁に対して、棺、ドライアイス等の確保に努めるよう協力を要請する。

さらに、避難所の運営や社会福祉施設等における被災者救護を支援するため、福祉・公衆衛生・医療やボランティアに関する関係団体等に対して、被災都県の要望等を踏まえつつ、職員やボランティアの派遣等の協力を所管部局から要請する。また、必要に応じ厚生労働省職員も派遣する。

v. 水道の応急復旧

医薬・生活衛生局水道課は、発災直後から、被災都県を通じて、水道施設の被害状況、断水状況等について定期的に情報収集を行う。また、被災都県から要請があった場合又は被災状況から判断して必要があると認める場合には、（公社）日本水道協会等の関係団体や被災都県以外の道府県の水道事業者に対し、給水車等による飲料水の供給や応急復旧のための技術職員の派遣などの支援を要請し、調整等を行うとともに、現地に対策拠点を設置する。

図1 主な応急対策業務の内容

目標時間	対策項目	業務内容
1 時間以内	応急対策実施体制整備	緊急参集チーム（官邸）に参集。（緊急参集チーム構成員（医政局長）、随員（医政局地域医療計画課担当官）及びリエゾン（大臣官房厚生科学課））
	応急対策実施体制整備	政府災害対策本部事務局（官邸又は内閣府（中央合同庁舎8号館））に参集。（本部要員）
	応急対策実施体制整備	厚生労働省災害対策本部を設置。（連絡調整会議事務局）
	応急対策実施体制整備	関係職員参集。（関係部局）
	医療の確保	広域災害・救急医療情報システムを災害モードに切り替え、運用開始（全国のDMATに待機要請）。（医政局）
	医療の確保	DPAT 活動に関する情報集約及び総合調整等を開始。（障害保健福祉部）
	医療の確保	非常時に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するために、日本赤十字社に協力を要請。（医薬・生活衛生局）
	情報の把握・提供	医療施設の被害状況、稼働状況等を把握。（医政局、障害保健福祉部）
3 時間以内	情報の把握・提供	全国の血液センター等の被害状況及び輸血用血液製剤の供給情報を把握。（医薬・生活衛生局）
	執務執行環境整備	省の施設、設備の被害状況を確認するとともに、非常用電源設備を運転開始等。（会計課）
	情報の把握・提供	第1回災害対策本部会議を開催し、情報集約及び厚生労働省対処方針を決定し、報道機関等に公表。（災害対策本部事務局）
	情報の把握・提供	薬局、毒物劇物取扱施設、水道施設、社会福祉施設、保健衛生施設、原子力施設等の被害状況、活動状況等を把握。（関係部局）
	情報の把握・提供	在宅人工呼吸器患者等の被害状況等について関係機関に情報提供を要請する等、情報の収集に必要な措置を講じる。（医政局、健康局）
3 時間以内	情報の把握・提供	人工透析施設の被害状況、活動状況等を把握のために必要な措置を講じる。（健康局）
	医療の確保	被災都県以外の道府県に対し、DMAT を含めた救護班（日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、DPAT を除く）の派遣を要請。（医政局）

	医療の確保 医療の確保	独立行政法人国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、所管病院の医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるよう要請。（医政局） 独立行政法人労働者健康安全機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請。（労働基準局）
6 時間以内	情報の把握・提供 情報の把握・提供 情報の把握・提供	集約した情報を報道機関等に公表。（大臣官房厚生科学課、大臣官房総務課広報室） ホームページ等のシステム障害状況の把握及び緊急復旧作業の実施。（政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）） インターネット回線状況等の通信状況が良好な場合には、ホームページに集約情報を掲載。（大臣官房厚生科学課、大臣官房総務課広報室）
12 時間以内	被災者生活確保等 被災者生活確保等 医療の確保 医療の確保 医療の確保 被災者生活確保等	避難所の状況を確認。飲料水、衛生材料等の供給に関し関係団体に対し協力を要請。（関係部局） 避難所、社会福祉施設等支援のため、福祉・公衆衛生・医療やボランティア団体に関する関係団体等に対し、被災都県の要望等を踏まえつつ、職員やボランティアの派遣等の協力を要請。（関係部局） （人工透析患者への対応等）緊急対応の状況を確認し、必要な支援を実施。（健康局、医政局、医薬・生活衛生局） （在宅人工呼吸器患者等への対応等）緊急対応の状況を確認し、必要な支援を実施。（医政局、健康局） 被災都県以外の道府県とDPATの派遣を調整。（障害保健福祉部） 関係省庁に対して、棺、ドライアイス等の確保に努めるよう協力を要請（医薬・生活衛生局）
1 日以内	水道の応急復旧	関係団体や被災都県以外の水道事業者に対し、給水車等による飲料水の供給や応急復旧のための技術職員の派遣などの支援を要請し、調整を行う。（医薬・生活衛生局）

3. 一般継続重要業務

一般業務は、首都圏の被災地だけでなく、国民一般の生活や社会経済活動を支えるための業務である。一般業務のうち、発災後 2 週間以内に優先業務抽出基準（7 ページ）のレベルⅢ以上になるものを、次のとおり一般継続重要業務として位置づけた。

i. 健康危機管理に関する業務

感染症発生時等の健康危機管理や、食の安全に関する健康危機管理については、国民の生命・安全に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある事態に当たって、迅速に対応できるよう情報収集・対応体制を整えることが不可欠であることから、首都直下地震発生時においてもできる限り継続して業務を行う必要がある。

ii. 医薬品等関連業務

医薬品等による健康被害の発生、拡大を防止するため、製薬企業等から報告される副作用の発生や外国での販売中止、回収等の情報や厚生労働省自らが収集する健康危険情報に基づき、内容に応じて必要な安全対策を実施することとしている。医薬品等の安全性の確保は、国民の安全に直結する業務であり、できる限り継続して業務を行う必要がある。

iii. 支給等業務

失業等給付金、年金等の支給業務については、受給者の生活維持に直結することや、支給期日又は支給月が法令によって定められていることから、発災時においてもできる限り継続して業務を行う必要がある。

また、地方公共団体への補助金（児童扶養手当等）の交付業務については、支給月が法令によって定められているものもあることから、事務処理の期日が迫っている場合には、速やかな対応が必要である。

なお、年金受給者や被保険者からの再審査請求については、早期に採決を行わない場合には請求者の生活に影響が及ぶ場合があるため、速やかな対応が必要である。

iv. 国家試験関係業務

厚生労働省が所管している国家試験としては、医師、看護師等医療関係職種から、理美容等衛生関係職種、ボイラー整備士等労働関係職種、介護福祉士等福祉関係職種まで多岐にわたっている。試験日は 2 月～3 月に集中しており、発災が試験当日や試験が差し迫った時期である場合には、受験者等の混乱を避けるため、速やかな対応が必要である。なお、国が直接実施していない場合に

については、発災時に備え、指定機関等との間で事前に対応方法や災害時のマニュアル等を検討する必要がある。

v. その他厚生労働行政に係る企画、立案、調整業務

上記に掲げた業務以外の厚生労働行政に係る企画、立案、調整業務や地方公共団体からの照会への対応についても、国民の生活に直接関わる事項が多いことから、他の一般継続重要業務の遂行に影響を与えない範囲内において、できる限り継続して業務を行う必要がある。

図2 一般継続重要業務

目標時間	業務内容
3時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生時等の健康危機管理に関する業務 ・ 医薬品等被害発生時の健康危機管理に関する業務 ・ 食品安全の危機管理に関する業務
3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失業等給付金の支出業務（ADAMS処理） ・ 年金の支給業務（年金の支給日が迫っている場合には速やかな対処が必要）
1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給者や被保険者からの再審査請求業務 ・ 職業紹介業務 ・ 国家試験業務（試験期日が迫っている場合には速やかな対処が必要）
2週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体への補助金（児童扶養手当等）の交付業務（事務処理の期日が迫っている場合には速やかな対処が必要） ・ その他厚生労働行政に係る企画、立案、調整業務（一般事業再開後の労働災害への対応指示など）

※ 上記の目標時間は、各業務が優先業務抽出基準（6ページ）のレベルⅢに達する時期。

4. 2週間以内にはレベルⅢ以上に達しない業務

一般業務の中で、発災後2週間でレベルⅢまで達しないが、業務の目途が立たない場合の社会的影響が考えられる業務として、毎月公表している勤労統計調査や社会福祉法人等に対する許認可などがある。

これらの業務についても、応急対策業務及び一般継続重要業務の遂行に影響を与えない範囲で、できる限り継続するとともに、やむを得ず中断した業務についても、速やかに再開する必要がある。

第 4 章 業務継続のための執務体制

業務を継続するために必要な参集要員の指定、適切な要員配置を行うための発災時の行動、安否確認は、次のとおり行う。

1. 参集要員の指定

i. 緊急参集チーム構成員等の指定

「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成 15 年 11 月 21 日閣議決定)及び緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目(平成 15 年 11 月 21 日内閣官房長官決裁)に基づき、緊急参集チーム構成員(医政局長)及び随行員(医政局地域医療計画課担当官)を指定する。

指定された職員は、危機管理携帯(厚生科学課)及び随行員携帯(医政局地域医療計画課)を常時携帯し、内閣情報集約センターからの参集連絡に常時対応できる体制を整えるものとする。

指定された職員は、官邸からの参集要請があった場合は速やかに参集できる体制を整えるものとする。

ii. 業務を遂行するために必要な職員(参集要員)の指定

応急対策業務を実施する各課室及び一般継続重要業務を所管している各課室においては、「首都直下地震発生時の参集可能職員(想定)の考え方」(参考)を踏まえ、防災業務計画第 2 編 1 章第 2 節第 3 の 2 で参集が規定されている部局連絡責任者及び災害対策本部構成員等、業務を遂行するために必要な職員及びこれらを支援する職員又は対応が長期化した場合の交代要員(以下「参集要員」という。)を事前に指定しておく。なお、指定した職員が参集できないことも想定されることから、代理もあらかじめ指定しておく。また、人事異動等で変更があった場合は速やかに見直しを行い、危機室は、少なくとも、年に 2 度(4 月及び 8 月を目途とする。)、参集要員の指定状況を集約する。

※参集要員の指定にあたっては、業務との関連性を考慮しつつ、通勤距離、家庭事情等、参集の実現性も含め判断すること。

指定された参集要員は、庁舎まで徒歩で参集する場合の複数の経路をあらかじめ確認しておく。

また、応急対策業務を実施する各課室及び一般継続重要業務を所管している各課室においては、あらかじめ、参集要員の登庁について、タイミングや交代要員の必要性などに留意した体制を整理するように努める。

なお、発災時に課室単位で職員の確保が困難な場合は、部局単位で職員を調整することとする。それでも困難な場合は、全省を挙げて組織横断的に人員を活用するものとする。さらに、省内だけでは調整が困難な場合は、厚生労働省

災害対策本部から政府緊急災害対策本部に対して応援を依頼する。

2. 連絡体制の確保

1で参集要員に指定された者は、常に連絡が取れるよう携帯電話等を常備し、その連絡先を明らかにする。また、出張その他の理由で直ちに参集することができない遠隔地に滞在する場合には、不在期間における職務代理を定め発災時の対応に遺漏のないようにする

3. 発災時の行動

勤務時間外及び勤務時間内のそれぞれの場合において、参集要員がとるべき行動について、「厚生労働省災害対策本部構成員等必携」等に基づき、概ね以下のとおり行動する。

i. 勤務時間外に発災した場合

① 緊急参集チーム構成員等の行動

緊急参集チーム構成員（医政局長）及び随行員（医政局地域医療計画課担当官）は、内閣情報集約センターから参集連絡があり次第、官邸危機管理センターへ直ちに参集する。

リエゾンは、内閣情報集約センター又は危機管理携帯所持者等から参集連絡があり次第、官邸危機管理センターへ直ちに参集する。リエゾンがやむを得ず参集できない場合は、危機室に一斉メールにて状況を連絡し、危機室は当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。

② 参集要員の行動

大臣官房厚生科学課（危機室を含む）及び医政局地域医療計画課の参集要員（随行員及びリエゾンを除く。）は、内閣情報集約センターからの参集連絡を受けた場合には、直ちに登庁し、危機室は、政務三役秘書官及び事務五役等に一報するとともに、関係部局の部局連絡責任者を經由して、必要な職員の参集の指示を行う。

応急対策業務のある課室において指定された参集要員は、発災後直ちに、家族を含めた安否情報を安否確認サービス^{※3}等を通じて報告するとともに、各部局や各課室の規定に則り、速やかに登庁する。

※3 「安否確認サービス」とは、一定の自然災害等による緊急事態が発生した場合、職員の携帯電話等への自動メール配信機能及び職員自身の安否等の報告に係る自動集計機能等を有するシステムにより、全職員の安否確認及び業務体制の構築等を迅速かつ容易に行うためのサポートサービスをいう。

通信回線の輻輳等により報告ができなかった場合でも、参集の途上で随時報告を試みる。参集時には、飲食物、着替え、懐中電灯等を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被害状況を確認し、必要な事項を参集要員間で情報共有する。

参集要員がやむを得ず参集できない場合は、各課室の責任者に状況を連絡し、当該責任者は当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。

一般継続重要業務のある課室において指定された職員は、それぞれの一般継続重要業務に支障を来さないよう登庁する。

危機室は、中央合同庁舎5号館が甚大な被害を受け、災害対策本部の設置が困難と判断された場合は、部局連絡責任者を通じ独立行政法人国立病院機構災害医療センター（東京都立川市）等のあらかじめ指定された代替施設に参集するよう連絡する。

③ 非参集要員の行動

非参集要員は、発災後直ちに、家族を含めた安否情報を安否確認サービス等を通じて報告する。

職場から20km圏内に居住する非参集要員で、家族等の安否確認ができ、出勤に問題のない者は、できるだけ出勤し、執務室の片付け、応急対策業務の支援や通常業務の実施を遂行する。

職場から20kmを超える場所に居住する非参集要員は、交通機関の復旧状況を踏まえ出勤する。出勤できるまでの間は、自宅の周辺で地域貢献等に取り組む。

ii. 勤務時間内に発災した場合

勤務時間内に発災した場合には、むやみに移動せず、被害状況が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努めつつ各職員は次のとおり行動する。

① 参集要員の行動

家族の安否を確認し、応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集要員に安否確認を依頼する。どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関によらず帰宅できる場合については、代替参集要員を確保し、上司の許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。

② 非参集要員の行動

帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの

間は、むやみに移動せず庁舎内で待機する^{*3}。庁舎内待機中は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない参集要員の家族の安否確認、庁舎内の復旧業務、応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救援活動、避難者支援等に従事する。

4. 安否確認

職員及びその家族の安否状況を確認することは、業務を継続するための第一歩である。安否確認の方法は、安否確認サービスを活用するなど、各職員がインターネットサイトや電話・メール等によって安否等を報告し、連絡のない職員については、責任者から連絡して確認することとする。連絡内容は、職員及び家族の安否状況、登庁できる時期の見込み、直ちに登庁できない場合には登庁までの活動の予定等とする。各課室の安否確認責任者は、結果を部局の窓口職員に登録するとともに、部局の窓口職員は、人事課の窓口職員に登録する。なお、各課室の安否確認責任者、部局の窓口職員及び人事課の窓口職員については、あらかじめ代理の者も指定しておくこととする。

5. 権限委任

緊急時に迅速に対応し、的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、各部局において、次の考え方にに基づき、あらかじめ部局長等の権限に関する委任の考え方を各部局のマニュアル等で定めておく。

- ・ 部局長等と連絡が取れない場合は、各部局であらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されるものとする。
- ・ 部局長等が本省へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。なお、発災時にも連絡を密にとることができるよう、通信手段の確保に留意する。

第 5 章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備

※4 中央防災会議専門調査会による想定（平成 20 年 4 月）によると、東京湾北部を震源とする M7.3 の地震が平日の正午に発生した場合、1 都 3 県合計で約 650 万人、東京都内では約 390 万人の帰宅困難者が発生する。一斉に帰宅した場合、都心 3 区（千代田、中央、港）を出発した者の 38%（75 万人）が、満員電車状態（1 m²あたり 6 人）の道路を 3 時間以上歩くことになる。しかし、2 分の 1 の人が翌日に帰ることにより、このような人の割合は約 4 分の 1 に減るとされている。

i. 庁舎

本省庁舎である中央合同庁舎第5号館（以下「5号館」という。）は、高い耐震性能が確保されており、想定する震度6強の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、また、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる支障は生じないと考えられる。

しかしながら、職員の安全を確保するため、会計課（管理室）は、庁舎の継続利用や入館の可否を判断するための点検体制の構築や役割分担の明確化、5号館入居官庁との連携体制の検討、各課室の職員が速やかに判断できるようにしたチェックシート等の整備等を行う。

各部局のロジ業務^{※5}担当職員は、上記チェックシートに基づき各執務室の被害状況の確認、立入りの可否の判断及びそれがわかるような表示、安全の確保等を行うこととする。会計課（管理室）は、可能な範囲で、これを支援する。

また、各部局のロジ業務担当職員は、各課室において二次災害のおそれ等特段の被害を認めた場合には、会計課（管理室・防災センター）に速やかに報告する。なお、各部局においてはあらかじめロジ業務担当職員を指定しておく。

会計課及び各部局は、応急対策業務が長期化することも想定し、休憩室・仮眠室等休養が取れる空間を確保することとする。

会計課管理室は、会計課施設整備室と連携し、庁舎機能の維持を担当する。

ii. 電力

業務継続に必須の資源である照明、パソコン等の使用は、電力の供給状況に依存する。電力が基礎的な必須資源であることから、「首都直下地震対策大綱」では、首都中枢機関が供給系統の多重化を図るほか、非常用電源等を確保することを定めている。中央防災会議による被害想定では、東京都内において、地震の発生後1日目で約13%、2日目で約11%、4日目で約6%が停電状態にあるものと予測している。

電力会社では、首都中枢機関への供給に関わるルートの多重化や、拠点施設の耐震性の再評価と必要に応じた耐震化を進めており、5号館が停電になる可能性は低いものと想定される。また、停電になった場合には、電力会社は、発電機等により応急送電を実施する仕組みも整備している。

5号館の非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の3割程度を確保し、燃料の補給なしで最大約240時間程度の連続運転ができる設備である。

※5「ロジ業務」とは、室内の片付け、コピー機・プリンタ等の機器のチェック及び不具合の対応、飲食物・簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務を指す。

これにより、庁舎の空調設備及び熱源設備を除く機器について、使用が可能であるが、非常用発電設備機の備蓄燃料に限りがあるので、応急対策業務及び一般継続重要業務上必要な負荷（コピー機、FAX、パソコン等）以外については、使用を控えるものとする。

会計課（管理室）は、発災時の電力機能の確保を担当する。このため、発災時に会計課等が行うべき点検内容、施設利用者が行うべき点検内容及び留意事項等についてマニュアルを作成する等、電力の確保について平常時から周知徹底を図っておく。また、年2回の定期点検、試運転を通じ、発災時に確実に起動するよう所要の措置を講ずる。

iii. 備蓄

勤務時間内に発災した場合、職員の帰宅が困難になる状況が生じることから、最低1日～2日は庁舎内に留まらざるを得ない可能性があることも考慮し、応急対策業務又は一般継続重要業務に従事する参集職員の1週間分並びにその他の職員及び来訪者等（庁舎外の帰宅困難者を含む。全職員の1割程度。以下「その他の職員等」という。）の3日分を目途に必要な食料、水、トイレ、毛布等の備蓄を確保し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。

会計課（管理室）は、以下の想定に基づき、引き続き必要な備蓄を確保する。

① 食料

備蓄必要量は、参集職員の1週間分及びその他の職員等の3日分と想定する。

② 水

備蓄必要量は、食料備蓄と同様、参集職員の1週間分及びその他の職員等の3日分と想定する。備蓄の目安は一人一日3Lとする。上水道の断水に備えて、災害対策水槽による水の備蓄、また給水設備の損傷を考慮しペットボトルによる水の備蓄を行う。

③ トイレ

5号館の水洗トイレについては、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がなければ、下水道の使用の可否にかかわらず使用が可能である。ただし、設備の損傷を想定して簡易トイレの備蓄を行うこととする。備蓄必要量は、下水道の復旧には相当の時間（3日）を要する可能性があることから、最も備蓄が必要な勤務時間内の発災を想定して、参集職員の1週間分及びその他の職員等の3日分と想定する。なお、長期化した場合に備え、備蓄型の簡易トイレのほか、屋外に設置する仮設トイレを備蓄する。

④ 毛布等

備蓄必要量は全職員及び来訪者等を対象として1人1枚と想定する。

iv. 5号館内食堂、売店等からの食料等の提供

会計課（福利厚生室）は、入居業者（食堂・売店等）との間で、次のとおり非常時対応の覚書を締結する。

- ・ 現に店内に用意している飲食料品、医薬品、食材等を提供すること
- ・ 食堂厨房内機材等を使用させること
- ・ 自動販売機の清涼飲料水等を提供すること
- ・ 後日、国はそれによって生じた損害を補填すること 等

v. 排水機能

会計課（管理室）は、排水機能の確保を担当する。

5号館においては、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がなければ、下水道の使用の可否にかかわらず、トイレ、給湯室等からの排水が可能である。

ただし、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷を受け、下水道も被害を受けた場合は、庁舎から排水することができない。この場合は、排水管からの漏水による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。

vi. 空調機能

会計課（管理室）は、空調機能の確保を担当する。

ライフラインが復旧し、安全が確認されるまでの間、全館の冷房・暖房は運転しない。したがって、業務継続上空調が必要な機器（サーバ等）を管理する課室においては、発災時においても当該機器の空調機能が確保されるようあらかじめ措置しておく。

会計課は、運転監視及び保守の委託業者とともに速やかに点検し、ライフライン復旧後、早期の運転ができる体制を整備する。

vii. エレベーター機能

会計課（管理室）は、エレベーター機能の確保を担当する。

5号館のエレベーターは、震度5程度の揺れを感知すると、最寄りのフロアで停止して扉が開く仕組みになっており自動的に停止する。停止した場合には、メーカーの技術者による機械室及び昇降路の点検終了後、運用を再開する。なお、閉じ込めがあった場合は、閉じ込められた者に対して救出が完了するまで救出目途等の情報提供を行うように努める。

非常用電源に切り替わった場合には、5号館のエレベーターは低層用、中層用及び高層用の各1台並びに非常用の2台の計5台のエレベーターの運行が可能となっている。

また、エレベータ内で職員の閉じ込めが発生した場合を想定し、非常用エレベータを除く全てのエレベータには、非情報備蓄 BOX が設置されている。

viii. 什器転倒対策

執務室のロッカーなどの什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と厚生労働省の業務継続の両方の観点から実施する。会計課（経理室）は、各部局の責任で以下の事項が行われるよう指導・監督する。

- ① 各課室は、特に重要な OA 機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品類の落下等による被害が生じないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。
- ② 各課室は、速やかに対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないもの及び転倒等の可能性があるものについては、注意喚起を図るとともに、未対策什器については、什器の転倒防止対策を講じる。

具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁の指針（「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針」（平成 18 年 3 月）<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/okt.html>）を参考とする。

ix. 仮眠室

会計課（福利厚生室及び管理室）は、仮眠室としてレクリエーション室及び省内会議室を確保するとともに、仮眠資材（簡易ベット、毛布等）の備蓄を確保する。

2. 通信

i. 電話設備

会計課（管理室）は、電話設備について担当する。発災時は N T T の災害時優先電話^{※6}を活用することにより発信が可能である。災害時優先電話以外の電話についても、非常用電源に切り替わっても使用は可能である。

機器障害発生時の体制として、勤務時間内は常駐している保守業者が対応することから、早期の復旧が可能である。勤務時間外の機器障害については、保守業者との連絡体制を強化し、早期の復旧を可能とするよう措置する。

※6 災害時優先電話については、“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、応急対策業務に支障のない使用方法を心がける必要がある。

ii. 厚生労働省 LANシステム及び厚生労働省情報提供システム

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）は、情報交換、情報共有機能等を有する厚生労働省 LANシステム及び情報提供機能を有する厚生労働省情報提供システムの運営の確保を担当する。

① 機能の確保

電子メール、グループウェア、ホームページ等による、情報交換、情報共を行うための各種サーバは全て冗長化構成としており、高い耐震性を確保した民間事業者のデータセンタに、ラック等で固定している。また、基幹の LAN 回線及び LAN 機器についても冗長化及び耐震対策を実施している。情報提供を行うためのサーバ等については、民間クラウドを利用しており、耐災害性を高めている。

なお、各拠点やインターネットと接続する厚生労働省統合ネットワークの回線及び通信機器は冗長化構成となっており、被災しても完全停止となる可能性は低い。

仮に、民間事業者のデータセンタが被災等により、使用困難となった場合においても、電子メール、グループウェア、ホームページ等の主要なサービスは、バックアップデータセンタにおいて、運用を実施継続（縮退運用）する。

② データの保全

厚生労働省 LANシステムのサーバに保存されているデータは、定期的にバックアップを実施し、バックアップデータセンタにテープで保管している。

更に、LAN機器の設定情報については、設定変更の都度バックアップを実施して、保守業者の建物において管理している。

③ 利用環境の充実

5号館が被災等により使用できない場合でも、インターネット回線、パソコン及びハードウェアトークンがあれば、リモートアクセス機能を使って場所を選ばずに厚生労働省 LANシステムの機能が利用できる。利用可能な端末も、日常的に利用している執務用パソコン（シンクライアント）の他、支給外パソコン（個人所有パソコン等）が利用可能となっている。

また、BYOD 利用(個人所有スマートフォン)により、簡易にメールや予定表を利用できる環境も整備している。

3. 代替庁舎の確保

5号館は建築基準法上十分な耐震性能を有しているが、想定上最大規模の地震が発生した場合に一部損壊により部分的に使用できなくなる可能性がある。また、火災その他の要因で使用できない事態も想定し、厚生労働省災害対策本部の移転先と

して国立病院機構災害医療センターを代替庁舎に定める。

厚生労働本省で管理する全ての公用車は緊急時通行車両としての事前届出を行っているので、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合でも、所定の手続きの後、通行が可能となっている。

第 6 章 負傷者の救護及び帰宅困難者等への対応

1. 負傷者等の救護（内科診療室）

会計課（福利厚生室）は、庁舎内の職員及び来訪者、庁舎外の帰宅困難者等のうち、緊急に手当が必要な者については、応急処置を施し、医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、指定した避難場所へ一時収容する。

2. 帰宅困難者等への対応

発災時の庁舎内の来訪者、庁舎外の帰宅困難者等に対する対応については、厚生労働省の第一の役割は応急対策業務又は一般継続重要業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての厚生労働省による共助の取組の観点から作成する「中央合同庁舎第 5 号館における帰宅困難者の受入等マニュアル」（平成 28 年 3 月大臣官房会計課・大臣官房厚生科学課）に沿って実施する。

具体的には、発災後、直ちに庁舎の被災状況の点検や庁舎内にいる者の状況等を確認し、門・玄関の封鎖や職員の配置等により部外者の移動制限や出入り管理等を行う。会計課（管理室）は、「中央合同庁舎第 5 号館一時滞在施設運営マニュアル」（平成 29 年 2 月大臣官房会計課）に基づき、各部局において庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等への対応が円滑に行えるよう、あらかじめ各部局へ指示を行う。

i. 来訪者

会計課（管理室）及び各部局は、継続すべき優先業務の妨げにならぬよう、庁舎内の来訪者を指定した避難場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。

ii. 庁舎外の帰宅困難者等

庁舎外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。

地方自治体及び政府緊急災害対策本部等から要請があった場合、又は周辺状

況等から帰宅困難者を受け入れることが必要と認められる場合には、会計課（管理室）は、応急対策業務又は一般継続重要業務の実施に支障を及ぼさないよう十分留意した上で、講堂等適宜の場所を避難場所として受け入れを行う。

第 7 章 教育、訓練等

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことが重要である。このため、発災時の実動体制を平時から想定させること、発災後の初動対応等を周知すること等を目的とした連絡会議を定期的を実施する。その際には、防災業務計画に基づく訓練等も併せて実施する。

また、常日頃からの訓練が不可欠であり、首都直下地震を想定した図上訓練、安否確認訓練等を実施する。

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び、訓練後、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の発災時においても、訓練時と同様に情報収集・記録整備を行い、以後の対応の改善に活かすようにする。

(参考)

首都直下地震発生時の参集可能職員（想定）の考え方冬の日曜日夕方6時に地震が発生したと想定した場合の考え方は内閣府（防災担当）の参集予測にならい、以下のとおりとする。

1 参集開始までに要する時間

発災直後は、家族の安否確認や準備に時間を要するため、参集開始までに約20分かかる。

2 移動速度

建造物の倒壊等による迂回や休憩等を考慮し時速2kmとする。

3 参集不可能な要因等

○本人及び家族の死傷等により10%が参集不可能になると想定。

○無事な職員のうち一定割合は、交通機関のマヒ及び家族や近隣住民の救護、消火活動に参加すること等により直ちに参集が不可能になると想定。

・10km圏内の職員

→① 10%は直ちに参集開始可能。

② その他の職員は12時間後、24時間後、48時間後にそれぞれ30%ずつ参集開始可能となる。

・10km～20km圏内の職員

→① 1km離れるごとに本人の死傷以外の理由により、10%ずつ参集不可能な割合が増加。

② 参集可能な職員のうち、10%は直ちに参集開始可能。その他の職員は12時間後、24時間後、48時間後にそれぞれ30%ずつ参集開始可能となる。

③ ①で参集不可能とされた者のうち、50%は1週間以内、残りの50%は2週間以内に参集。

・20km圏外の職員

→① 全員が道路等の寸断により、参集不可能。

② 交通機関の復旧により発災後1週間後に50%が、2週間後に残りの50%が参集。